
第2次おいらせ町総合計画 後期基本計画

参考資料

■計画策定経過

■別表1 アンケート調査

■別表2 関係団体ヒアリング

■別表3 各策定部会

■別表4 住民懇談会

■別表5 パブリックコメント（意見募集）

■別表6 住民説明会

○おいらせ町総合計画審議会委員名簿

○おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例

○おいらせ町総合計画策定委員会設置要綱

■計画策定経過

令和4年～令和6年

年	月 日	経 過 内 容
令和4年	6月16日	政策会議
	7月1日	第1回総合計画策定委員会（後期基本計画の策定方針等決定）
	8月4日	第1回総合計画審議会
	8月～12月	アンケート調査 ※別表1
	11月～12月	関係団体ヒアリング ※別表2
	11月～12月	前期基本計画の点検・評価作業
令和5年	1月4日	庁議（策定部会の開催）
	1月～3月	各策定部会 ※別表3
	2月15日～17日	住民懇談会 ※別表4
	3月28日	第2回総合計画審議会
	5月1日	第2回総合計画策定委員会
	5月19日	第3回総合計画審議会
	6月13日	第4回総合計画審議会
	7月5日	第5回総合計画審議会
	7月14日	第6回総合計画審議会
	8月1日	第3回総合計画策定委員会
	8月18日	議員全員協議会（後期基本計画案の協議）
	10月10日～24日	パブリックコメント募集 ※別表5
令和6年	1月4日	庁議（校正確認）
	2月1日	第4回総合計画策定委員会
	2月26日～28日	住民説明会 ※別表6
	2月29日	庁議（後期基本計画の決定）
	3月7日	議会（行政報告）

■別表 1 アンケート調査

項 目	町民アンケート調査	小・中学生まちづくり アンケート調査	転入者・転出者 アンケート調査
調査対象	18歳以上の町民の中から 無作為抽出	・ 町内全ての小学校に通う 小学5年生 ・ 町内全ての中学校に通う 中学2年生	町役場の窓口で 手続きを行った人
調査方法	郵送での配布・回収	学校での配布・回収	町役場の窓口で 依頼・回収
調査期間	令和4年8～9月	令和4年8～9月	町役場の窓口で 依頼・回収
配布数等	配布2,000人 回答961人 回答率48.05%	配布・回答 小学生216人 中学生189人	転入者36人 転出者35人

■別表 2 関係団体ヒアリング

年 月 日	団 体 名
令和4年11月22日	町消防団
11月25日	町交通安全協会、町防犯協会
11月28日	町連合婦人会
11月29日	町地域活動連絡協議会、町保健協力会
12月9日	町連合町内会、町社会福祉協議会、町文化協会
12月13日	町民生委員・児童委員協議会、おいらせ国際交流協会
12月14日	十和田おいらせ農業協同組合 ももいし支店・下田支店、 町観光物産協会、町商工会
12月15日	百石町漁業協同組合、町スポーツ協会
12月16日	町連合 PTA

■別表 3 各策定部会

年 月 日	経過内容
令和5年1月27日	部会説明会
2月6日	第1回行財政部会
2月7日	第1回保健福祉部会、第1回教育文化部会
2月8日	第1回生活環境部会、第1回産業情報・観光部会
2月9日	第1回都市基盤部会
2月10日	第1回地域づくり部会
3月10日	第2回地域づくり部会、第2回産業情報・観光部会
3月14日	第2回教育文化部会、第2回行財政部会
3月15日	第2回生活環境部会
3月16日	第2回保健福祉部会
3月20日	第2回都市基盤部会

■別表4 住民懇談会

年 月 日	会 場	人 数
令和5年2月15日	中央公民館	35 人
2月16日	みなくる館	45 人
2月17日	北 公 民 館	26 人

■別表5 パブリックコメント・意見募集

募集対象	第2次おいらせ町総合計画 後期基本計画（案）
募集期間	令和5年10月10日～令和5年10月24日
閲覧場所	役場本庁舎、役場分庁舎、北公民館 ※ホームページでも実施
ご 意 見	0 件

■別表6 住民説明会

年月日	会 場	人 数
令和6年2月26日	中央公民館	28人
2月27日	みなくる館	35人
2月28日	北 公 民 館	39人

○おいらせ町総合計画審議会委員名簿

任期：令和4年8月4日～令和6年8月3日（2年間）

No	条例該当区分	所属等	職名等	氏 名	役職等
1	町教育委員会の委員	町教育委員会	教育委員	加賀真美子	
2	町農業委員会の委員	町農業委員会	職務代理者	名古屋誠一	会長 職務代理者
3	国又は県の地方行政 機関の職員	上北地域県民局地域連 携部 地域支援チーム	チーム リーダー	杉山 智明	
4	町内の公共的団体の 役員及び職員	町商工会	副会長	柏崎 尚久	
5	//	町社会福祉協議会	事務局長	下田 和樹	
6	//	町連合PTA	母親代表	大野 良子 (～令和5年5月9日) 佐々木由香子 (令和5年5月10日～)	
7	//	町民生委員・ 児童委員協議会	委員	田中 真弓	
8	//	町連合町内会	事務局次長	近藤 隆衛	
9	//	町観光物産協会	副会長	苫米地義之	
10	//	町消防団	団長	中村 清一	
11	学識経験を有する者	八戸学院大学	地域経営学部 地域経営学科長	高須 則行	会長
12	//	青い森信用金庫 おいらせ支店	支店長	下佐 昭彦 (～令和6年1月31日)	
13	//	イオンモール株式会社 イオンモール下田	ゼネラル マネージャー	宮崎 健治 (～令和5年7月2日) 角張圭一郎 (令和5年7月3日～)	
14	その他町長が必要と 認める者（公募等 による町民代表）	町民代表		松橋 結奈	
15	//	町民代表		渡辺 愛子	
16	//	町民代表		高山 慎一	

○おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例

平成27年12月18日

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例で別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、執行機関の附属機関の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき、町に執行機関として置かれる町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(2) 附属機関 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として法律又はこの条例により設置するものをいう。

(3) 会長等 附属機関を代表する者又は附属機関の会務を総括する者として附属機関に置かれる会長又は委員長をいう。

(附属機関の設置)

第3条 町長の附属機関として別表第1、教育委員会の附属機関として別表第2及び町長及び教育委員会の附属機関として別表第3に掲げる附属機関を設置するものとし、附属機関の所掌事項、委員の定数、委員の構成、委員の任期、会長等の選任方法及び庶務担当課は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の委嘱等)

第4条 附属機関の委員は、法律に別に定めのあるものを除くほか、別表に掲げるもののうちから必要に応じ執行機関が委嘱又は任命を行うものとする。

2 附属機関の委員は、再任を妨げないものとする。

(会長等)

第5条 附属機関に、会長等を置く。

2 会長等は、会務を総括し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、会長職務代理者、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

4 副会長等は、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した場合は、解任されるものとする。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集し、会長等がその会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、執行機関が附属機関の委員に対し委嘱を行うときの附属機関の会議は、執行機関が招集する。

3 附属機関の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下単に「委員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決定することによる。

5 附属機関の会議に、必要に応じ委員以外の者を出席させ、特定の事項に関し説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(書面審議)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、会長等が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(部会)

第9条 附属機関は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の部会長、会議については、第5条から第7条の規定を準用する。

(報酬等)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

2 第7条第5項の規定により附属機関の会議に出席した委員以外の者に対し、別に定めるところにより謝礼金を支払う。

(守秘義務)

第11条 委員は、その所掌事項に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めがあるものを除くほか、附属機関の設置及び運営に関し必要な事項は、執行機関の規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

一部省略

附 則（平成30年12月20日条例第35号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日条例第22号）抄

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月18日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日条例第1号）抄

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）

附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

別表第1（第3条関係） 町長の附属機関 ※抜粋

附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
おいらせ町総合計画審議会	町の総合計画に関し必要な調査及び審議をすること。	20人以内 (公募による者を含む)	(1)町教育委員会の委員 (2)町農業委員会の委員 (3)国又は県の地方行政機関の職員 (4)町内の公共的団体の役員及び職員 (5)学識経験を有する者 (6)その他町長が必要と認める者	2年	(1)会長 委員の互選 (2)会長職務代理者 会長の指名	政策推進課

○おいらせ町総合計画策定委員会設置要綱

平成19年11月1日

告示第73号

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町総合計画審議会規則（平成18年おいらせ町規則第23号）第2条第2項の規定に基づき、おいらせ町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営についての必要事項を定めるものである。

(設置)

第2条 おいらせ町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、おいらせ町のあるべき将来の姿及び基本的施策についての調査、研究及び計画立案のために庁内に委員会を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、町長、副町長、教育長及び町職員のうち、各課等の所属長をもって組織する。

2 委員長は町長をもって充て、副委員長は副町長及び教育長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときには、副委員長がその職務を代理することとし、その順序は副町長、教育長とする。

(部会)

第5条 委員会の企画運営を円滑に推進し、事業実施の促進を図るため、委員会に部会を置く。

2 部会の名称及び検討事項は、次のとおりとする。

(1) 土地利用部会

土地利用、交通情報、自然環境に関すること等基礎的条件に関する事項

(2) 生活環境部会

町民の安全安心、生活基盤、生活環境に関する事項

(3) 保健福祉部会

保健、福祉、医療に関する事項

(4) 産業情報、観光部会

町の産業基盤、産業振興、情報、観光に関する事項

(5) 教育文化部会

教育、文化、芸術、人材育成、スポーツ振興に関する事項

(6) 地域づくり部会

コミュニティ、地域活性化、男女共同参画、交流、協働に関する事項

(7) 行財政部会

行財政運営、広域行政に関する事項

- 3 部会は、委員以外の町職員をもって組織する。
- 4 部会は、部会長、副部会長、部員をもって組織する。
- 5 部会長及び副部会長は部員の中から互選する。
- 6 部員は、委員以外の町職員の中から委員長が公募又は指名により選任する。
- 7 前各項に規定する部会のほか、必要によりまちづくりの調査研究、検討を行うため、プロジェクトチーム及び住民参画による会議組織を設けることができる。

(報告)

- 第6条 部会長は、調査、研究及び計画立案等をまとめた時は、その結果を委員会に報告するものとする。
- 2 委員会は、必要に応じて調査、研究及び計画立案等の進捗状況の報告を部会長に求めることができる。
 - 3 前条第7項に規定する会議組織を設置した場合には、前各項の規定を準用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合計画策定担当課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月6日告示第11号）

この告示は、平成20年3月6日から施行する。

附 則（平成20年4月24日告示第37号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後のおいらせ町総合計画策定委員会設置要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成25年1月31日告示第1号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第26号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月1日告示第58号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年11月30日告示第70号）

この告示は、告示の日から施行する。

第2次おいらせ町総合計画後期基本計画



イメージキャラクター

おいらくん

おいらせ町(OIRASE)の頭文字“O”とおいらせ町に象徴される清冽な水、命の源である“水”をモチーフにして、町民の和を象徴するような丸みのある顔に、水のしずくを組み合わせ、キャラクター化しました。



おいらせ町

発行
令和6年3月

編集

おいらせ町役場 政策推進課

〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2

電話:0178-56-2111(代表)

FAX:0178-56-4364

URL:<https://www.town.oirase.aomori.jp>